【改正】

<運用方針>

改正 現行 [1]定義(法第2条) [1] 定義(法第2条) 1 倉庫業の定義(法第2条第2項) 1 倉庫業の定義(法第2条第2項) (例) いけすによる活魚の保管、動物の遺体安 (例) いけすによる活魚の保管、動物の遺体安 置所、電子データの保管、「医薬品、医療機器 置所、電子データの保管 等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律」に基づく再生医療等製品の保管 [3] 営業の登録の申請(則第2条) [3] 営業の登録の申請(則第2条) 2-1 申請書(則第2条第1項) 2-1 申請書(則第2条第1項) 口) 口) (1)「所在地」は、所有庫は建物登記簿記載 (1)「所在地」は、倉庫の地番によること。 の所在、借庫は賃貸借契約書に記載の住所によ ること。 2-2 倉庫明細書(則第2条第2項第1号 2-2 倉庫明細書(則第2条第2項第1号 イ) イ) ロ 倉庫明細書の記載内容は、告示で定める書 ロ 倉庫明細書の記載内容は、倉庫の平面図、 類により、施設設備基準への適合性が確認で 立面図及び断面図、配置図並びに倉庫の構造 きるよう記載するものとする。 及び建具の詳細を記載した書類の記載内容 に一致していなければならない。 (削る) チ 「備考」欄には、定温装置を有する倉庫の 保管面積及び温度等必要な事項を記載する こと。 リ (略) チ (略) リ 「構造の詳細」欄については、明細書の添 (新設) 付書類により確認できる場合は、その書類を 明示して「別添 立面図のとおり」等と記載 することで詳細の記載を省略することがで きることとする。 ヌ 「小屋組み」は、梁及び合掌等屋根を支え (削る) る骨組みとする。 (削る) ル 「軸組み」は、柱及び間柱等壁を構成する 骨組みとする。 ヲ 「床組み」は、床束及び根太等床を支える (削る) 骨組みとする。なお、「床組み」の欄には、 上げ床等のある場合はその構造を記載する

(削る)

(記載例) 1棟の倉庫に「1類倉庫」と「1類 倉庫・トランクルーム」が併設されている 場合の記載方法

倉 庫 明 細 書

(別紙参照)

- 2-4 倉庫及びその敷地(水面を含む。)に ついての使用権原を証する書類(則第2条第 2項第1号口)
- 動産登記簿の謄本又は抄本の写し
- ホ 建物による登録申請の場合は、建物に係る 使用権原を証する書類のみの提出とし、土地 の使用権原を証する書類の提出は不要とす ることとして差し支えない。
- 2-5 倉庫が施設設備基準又は関係法令に 適合していることを証する書類(則第2条第 2項第1号ハ)

1 建築基準法第6条第1項 各号に該当する倉庫にあっ ては、当該倉庫に係る検査 済証等

危険品倉庫

8 照明配置図、照明装置の 仕様書その他の倉庫に設け られた照明装置の仕様の詳 細及びその位置を記載した 書類又は警備業務用機械装 置の設置その他これと同等 の警備体制を有しているこ とを証する書類

(削る)

冷蔵倉庫

こと。

ワ 「天井」は、天井のある場合はその構造を 記載すること。

(記載例) 1棟の倉庫に「1類倉庫」と「1類 倉庫・トランクルーム」が併設されている 場合の記載方法

倉庫明細書

(別紙参照)

- 2-4 倉庫及びその敷地(水面を含む。)に ついての使用権原を証する書類(則第2条第 2項第1号口)
- イ 申請者が所有する土地又は建物に係る不 | イ 申請者が所有する土地又は建物に係る不 動産登記簿の謄本又は抄本

(新設)

2-5 倉庫が施設設備基準又は関係法令に 適合していることを証する書類(則第2条第 2項第1号ハ)

> 1 建築基準法第6条第1号 各号に該当する倉庫にあっ ては、当該倉庫に係る検査 済証等

危険品倉庫

8 照明配置図、照明装置の 仕様書その他の倉庫に設け られた照明装置の仕様の詳 細又はその位置を記載した 書類及び警備業務用機械装 置の設置その他これと同等 の警備体制を有しているこ とを証する書類

冷蔵倉庫

3 食品衛生法(昭和22年法 律第 233 号) 第4条第1号 の食品を保管する倉庫にあ っては、食品衛生法施行令

3~7 (略)

リ 液化石油ガスを保管する倉庫にあっては、 同法第36条第1項の許可を受けていること を証する書類

液化石油ガスを保管する危険品倉庫にあっては、貯蔵施設に関する液化石油ガス保安 法の基準に適合していることを要するため、 同法第36条第1項の許可を取得していることを証する書類を提出させる必要がある。

ただし、同法の許可を取得する必要のない 液化石油ガスの貯蔵量が 3000kg 未満の貯 蔵施設にあっては、書類の提出を要しない。 (削る)

(削る)

(昭和 28 年政令第 219 号) 第 35 条第 17 号に掲げる営 業に係る食品衛生法第 52 条 第 1 項の許可を受けている ことを証する書類

 $4 \sim 8$ (略)

- リ 液化石油ガスを保管する倉庫にあっては、 同法第36条第1項の許可を受けていること を証する書類
- (1) 液化石油ガスを保管する危険品倉庫にあっては、貯蔵施設に関する液化石油ガス保安 法の基準に適合していることを要するため、 同法第36条第1項の許可を取得していることを証する書類を提出させる必要がある。

ただし、同法の許可を取得する必要のない 液化石油ガスの貯蔵量が 3000kg 未満の貯 蔵施設にあっては、書類の提出を要しない。

- (2) 登録申請の時点において、同法第 16 条第 1 項の許可を取得できず、書類を提出できない申請者にあっては、後日許可を取得した上で、取得後直ちに書類を提出することを条件として登録を行うこととして差し支えない。この場合、申請者が既に許可の申請を行っている場合にあっては、その申請者の写を提出させること。
- ヲ 食品衛生法第4条第1号の食品を保管する倉庫にあっては、食品衛生法施行令第35条第17号に掲げる営業に係る食品衛生法第52条第1項の許可を受けていることを証する書類

食品衛生法施行令第35条第17号の「食品の冷凍・冷蔵業」に該当する、食品を取り扱う冷蔵倉庫にあっては、その営業が食品衛生法第52条第1項の基準に適合していることを要するため、食品の冷凍・冷蔵業に係る同法第52条第1項の許可を取得していることを証する、許可証その他の書類を提出させ

ヲ (略)

ワ その他の書類(告第1条第2項)

関係法令又は施設設備基準への適合性について、省令又は告示により申請時に提出を義務付けられた書類では十分な審査ができない場合にあっては、イからワまでに掲げる書類の他、必要な書類を提出させることができる。

なお、平成16年国総貨施第2号の確認表の 提出があった場合は、当該確認表を申請の添付 書類に準じた資料として取り扱うこととする。

3 経由局又は受理局の手続

国土交通大臣にする申請書を受理した経由 局(以下「経由局」という。)又は地方運輸局 長にする申請書を受理した局(以下「受理局」 という。)は、関係局(当該申請に係る営業所 又は倉庫が経由局又は受理局の管轄区域外に ある場合における当該営業所又は倉庫の所在 地を管轄する地方運輸局をいう。)のある場合 は関係局へ次の書類を送付すること。

(削る)

4 関係局の手続

経由局又は受理局より照会書を受けた関係局は、当該申請について関係局の管轄区域内にある営業所又は倉庫に係る、倉庫の施設及び設備その他参考となる事項を調査し、調査結果を経由局又は受理局へ送付すること。

る必要がある。

ワ (略)

カ その他の書類(告第1条第2項)

関係法令又は施設設備基準への適合性について、省令又は告示により申請時に提出を義務付けられた書類では十分な審査ができない場合にあっては、イからワまでに掲げる書類の他、必要な書類を提出させることができる。

3 経由局又は受理局の手続

3-1 国土交通大臣にする申請書を受理した経由局(以下「経由局」という。)又は地方運輸局長にする申請書を受理した局(以下「受理局」という。)は、関係局(当該申請に係る営業所又は倉庫が経由局又は受理局の管轄区域外にある場合における当該営業所又は倉庫の所在地を管轄する地方運輸局をいう。)のある場合は関係局へ次の書類を送付すること。

3-2 調查書

4 関係局の手続

経由局又は受理局より照会書を受けた関係局は、当該申請について関係局の管轄区域内にある営業所又は倉庫に係る、倉庫の施設及び設備その他参考となる事項を調査し、調査書(経由局の作成する調査書に準じて作成すること。3-2参照。)を作成して経由局又は受理局へ送付すること。

(新設)

登録申請に関する調査結果回答書

番 号 日

○○運輸局長 あて

○○運輸局長

年 月 日付 番 号 で照会のあった倉庫業法第3条 の規定による登録申請について、以下の通り調査結果を 回答いたします。

記

【調査結果】

倉庫業法施行規則第3条の3各号及び第3条の○各号の○○倉庫の基準に適合する

[4] 倉庫の施設設備基準

2-3 軸組み、外壁又は荷ずり及び床の強度 (則第3条の4第2項第2号)

イ

(1) 軸組み、外壁又は荷ずりは、2500N/m² 以上の荷重に耐えられる強度を有していなければならない(告第3条第1項)。

ここでいう外壁とは、建物の外壁のみならず、倉庫の有効面(容)積部分とそれ以外の部分で接している間仕切り壁等の壁面も含む。

軸組み、外壁又は荷ずりが 2500N/m以上 の荷重に耐えられる強度を有している倉庫 とは、以下 $\underline{a} \sim \underline{d}$ のものをいう。

なお、外壁に窓その他の開口部が設けられている場合であって、当該開口部の幅及び高さがいずれも内法寸法で1m以上である場合にあっては、当該開口部の設けられている部分は十分な強度を有している外壁とは認められない。

ただし、当該開口部が下地板、角材等により補強されている場合、鉄格子により防御されている場合、開口部に JIS 規格 S-6 グレード以上の建具が設けられている場合等十分な強度を有すると認められる場合にあっては、この限りではない。

また、通常、寄託貨物の搬出入及び従業員

[4] 倉庫の施設設備基準

2-3 軸組み、外壁又は荷ずり及び床の強度 (則第3条の4第2項第2号)

1

(1) 軸組み、外壁又は荷ずりは、2500N/㎡ 以上の荷重に耐えられる強度を有していな ければならない(告第3条第1項)。

軸組み、外壁又は荷ずりが 2500N/㎡以上 の荷重に耐えられる強度を有している倉庫 とは、以下のものをいう。

なお、外壁に窓その他の開口部が設けられている場合であって、当該開口部の幅及び高さがいずれも内法寸法で1m以上である場合にあっては、当該開口部の設けられている部分は十分な強度を有している外壁とは認められない。

ただし、当該開口部が下地板、角材等により補強されている場合、鉄格子により防御されている場合、開口部に JIS 規格 S-6 グレード以上の建具が設けられている場合等十分な強度を有すると認められる場合にあっては、この限りではない。

等の出入りのための出入口には寄託貨物を 置くことがないため、外壁強度基準の開口部 には含まないこととして差し支えない。

2-4 水の浸透を防止する構造及び設備(則 第3条の4第2項第3号)

- (2) 外壁の構造 (腰壁を含む) (告第4条第 1項第2号)
- 2-9 防火区画(則第3条の4第2項第8 号)
- イ 火気又は危険物等を取り扱う施設
- a 「火気を使用する施設」とは、規則中に挙 | a 「火気を使用する施設」とは、規則中に挙 げられている事務所、住宅、商店のほか、更 衣室、休憩室、宿直室、労務員詰所、喫煙所 等の施設又は焼却炉、ボイラー等の火気を取 り扱う施設を指す。
- ロ 上のa又はbに該当する施設(a又はbが 自社の保管スペースである場合も含む。)が 倉庫の設けられた建物内に存在する場合は、 以下に定めるところにより区画されていな ければならない(告第9条)。
- a 倉庫の設けられている建物が耐火建築物 又は準耐火建築物である場合にあっては、火 気を使用する施設又は危険物等を取り扱う 施設が建築基準法施行令第 112 条第 16 項、 第 17 項、第 20 項及び第 21 項並びに同令第 129 条の2の3第1項第1号の基準に適合 する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防 火設備により区画されていること(告第9条 第1号)
- [5]冷蔵施設明細書及び冷蔵倉庫の施設設備 基準

1-1 冷凍機表

ホ 「冷凍能力」の欄には、当該冷凍機に係る 冷凍能力の値(単位:日本冷凍トン。但しW 単位で記入することもできる。) を記載する とともに、「熱損失の合計値は冷凍能力以下 である」と記載すること。

2-4 水の浸透を防止する構造及び設備(則 第3条の4第2項第3号)

- (2) 外壁の構造(告第4条第1項第2号)
- 2-9 防火区画(則第3条の4第2項第8 号)
- イ 火気又は危険物等を取り扱う施設
- げられているもののほか、宿直室、労務員詰 所、喫煙所等の施設又は焼却炉、ボイラー等 の火気を取り扱う施設を指す。
- ロ 上のa又はbに該当する施設が倉庫の設 けられた建物内に存在する場合は、以下に定 めるところにより区画されていなければな らない (告第9条)。
- a 倉庫の設けられている建物が耐火建築物 又は準耐火建築物である場合にあっては、火 気を使用する施設又は危険物等を取り扱う 施設が建築基準法施行令第 112 条第 10 項、 第11項、第15項及び第16項並びに同令第 129 条の2の2第1項第1号の基準に適合 する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防 火設備により区画されていること(告第9条 第1号)
 - [5]冷蔵施設明細書及び冷蔵倉庫の施設設備 基準

1-1 冷凍機表

ホ 「冷凍能力」の欄には、当該冷凍機に係る 冷凍能力の値(単位:日本冷凍トン。但しW 単位で記入することもできる。)を記載する こと。

- ト 「当該冷凍機と冷蔵室との<u>連絡</u>状態」の欄 には、主としてその冷凍機によって冷却され る冷蔵室の名称を記載すること。
- 1-2 冷蔵室表(則第2号様式)
- ホ 「配管の冷却面積」の欄には、冷却管が天井下に配管されている場合は「天井」の欄に、壁側に配管されている場合は「壁」の欄に、冷却管の全表面積を記載し、冷蔵室の所要冷却面積を括弧書きで記載すること。間接膨張による冷却方式の場合にあっては、ブライン冷却器に係る所要冷却面積もあわせて記載すること。なお、2-4ロ(2)に定められたところにより算出した所要冷却面積の計算式を冷蔵室表に添付すること。
- リ 「防熱装置の材料の種類、熱伝導率及び厚さ」「電動扇風機」「温度計の種類と数」の欄については、明細書の添付書類により確認できる場合は、その書類を明示して「別添 矩計図のとおり」等と記載することで詳細の記載を省略することができることとする。

(記載例)

(別紙参照)

2-1 関係法令への適合性(則第3条の3第 2号)

(削る)

- 2-4 保管温度の確保(則第3条の11第2 項第3号)
- イ 冷凍能力の基準(告第19条第1項第1号)
- (2) 熱損失(告第19条第2項)
- d 凍結装置、製氷装置、準備室等のために必要な冷凍能力(告第19条第2項第4号) a ~ c に掲げるものの他、当該冷蔵室と併用冷却される以下の設備(冷蔵室と同時に運転さ

- ト 「当該冷凍機と冷蔵室との<u>連結</u>状態」の欄 には、主としてその冷凍機によって冷却され る冷蔵室の名称を記載すること。
- 1-2 冷蔵室表(則第2号様式)
- ホ 「配管の冷却面積」の欄には、冷却管が天井下に配管されている場合は「天井」の欄に、壁側に配管されている場合は「壁」の欄に、冷却管の全表面積を<u>記載</u>すること。なお、2 4 ロ(3)に定められたところにより算出した所要冷却面積の計算式を冷蔵室表に添付すること。

(新設)

(記載例)

(別紙参照)

- 2-1 関係法令への適合性(則第3条の3第 2号)
- 二 食品衛生法(告第2条第4号二)

食品衛生法第4条第1号の食品を保管する冷蔵倉庫は、食品衛生法施行令第35条第17号の「食品の冷凍又は冷蔵業」に該当することから、当該営業に係る同法第52条第1項の許可を取得していることを要する。

- 2-4 保管温度の確保(則第3条の11第2 項第3号)
- イ 冷凍能力の基準(告第19条第1項第1号)
- (2) 熱損失(告第19条第2項)
- d 凍結装置、製氷装置、準備室等のために必要な冷凍能力(告第19条第2項第4号) a ~ d に掲げるものの他、当該冷蔵室と併用冷却される以下の設備(冷蔵室と同時に運転さ

れるものに限る。)を有する場合にあっては、 これらの設備の運転に要する冷凍能力を熱 損失として計上することとする。なお、冷蔵 室とこれらの設備を同時に運転することが ない場合にあっては、これらの設備の運転に 要する冷凍能力は、適宜減量して差し支えな い。

- ロ 冷却管の冷却面積の基準(告第19条第1 項第2号)
- (1) 冷却管の冷却面積 (告第 19 条第 1 項第 2 号)
- (2) 所要冷却面積
- [6]変更登録(則第4条)
- 2-2 申請書の提出時期

既存業者が新築、買入、借入等によって倉庫を新設する場合には、登録の場合と同様にできるだけ建設に着手する前又は権利を取得する前に変更登録申請を行うよう指導すること。

([3]の1-2イ参照)

なお、現に営業に使用されている倉庫の改造 については、変更登録前の<u>使用</u>は倉庫業法の違 反となるから注意すること。

- 8 基準適合確認 (則第4条の3)
- 2-1 申請書(則第4条の3第2項) (注意)
- 1 添付書類(則第4条の3第3項)
- (1) 倉庫明細書(則第1号様式)
 - [3] 2-2参照のこと。ただし、告示第1条の3に定める施設設備基準に係る項目については記載を要さない。

(記載例)

一類倉庫として賃借が想定される施設の場合 倉庫明細書

(別紙参照)

- [10] 料金等の掲示(則第7条)
- 2 掲示等の方法
- 2-1 掲示及び掲載の場所

れるものに限る。)を有する場合にあっては、 これらの設備の運転に要する冷凍能力を熱 損失として計上することとする。なお、冷蔵 室とこれらの設備を同時に運転することが ない場合にあっては、これらの設備の運転に 要する冷凍能力は、適宜減量して差し支えな い。

- ロ 冷却管の冷却面積の基準(告第 19 条第 1項第2号)
- (2) 冷却管の冷却面積(告第 19 条第1項第 2号)
- (3) 所要冷却面積
- [6]変更登録(則第4条)
- 2-2 申請書の提出時期

既存業者が新築、買入、借入等によって倉庫を新設する場合には、登録の場合と同様にできるだけ建設に着手する前又は権利を取得する前に変更登録申請を行うよう指導すること。

([3] の1-2イ参照)

なお、現に営業に使用されている倉庫の改造 については、変更登録前の<u>着工</u>は倉庫業法の違 反となるから注意すること。

- 8 基準適合確認 (則第4条の3)
- 2-1 申請書(則第4条の3第2項) (注意)
- 1 添付書類(則第4条の3第3項)
- (1) 倉庫明細書(則第1号様式)
 - [3] 2-2参照のこと。ただし、告示第1条の3に定める施設設備基準に係る項目については記載を要さない。なお、当該申請施設を区画分けする場合は区画又は間仕切り壁の強度を明記すること。

(記 載 例)

一類倉庫として賃借が想定される施設の場合 倉 庫 明 細 書

(別紙参照)

- [10] 料金等の掲示(則第7条)
- 2 掲示の方法
- 2-1 掲示の場所

掲示の場所は、営業所その他の事業所で通常 寄託の引受事務を取り扱う場所とする。

また、掲載の場所は、倉庫業者のウェブサイトとする。

2-4 トランクルーム認定証(則第7条第5号)

認定トランクルームにあっては、則第20条第3項のトランクルーム認定証(則第7号様式)を事業所に掲示するとともに、倉庫業者のウェブサイトの掲載し、当該トランクルームが如何なる性能について認定を受けているのかを利用者に明示すること。

- [11] 倉庫管理主任者(則第8条~第9条の 2)
- 1 倉庫管理主任者の設置基準(則第8条) 倉庫管理主任者は、原則倉庫ごとに1人置く こととする。ただし、以下の<u>イ又は口の</u>場合に あっては、複数の倉庫であっても、同一の者を もって当該倉庫に係る倉庫管理主任者とする ことができる。
- [12] 倉荷証券の発行の許可の申請(則第 10 条)
- 2-6 倉荷証券発行原簿の様式を記載した 書類(則第10条第2項第5号)

倉荷証券発行原簿の記載事項は、商法<u>第602</u> 条により記載すべき事項その他の事項(商法<u>第</u>608条、第614条)とする。

- [14] 営業の譲受による承継の届出(則第 13 条)
- 4-5 個人が届出をする場合の添付書類(則 第13条第2項第4号)
- イ 戸籍抄本<u>又は本籍の記載のある住民票の</u> 写し

[27] 認定マーク (告第23条)

法第25条の認定を取得しているトランクルームにあっては、当該トランクルームが認定トランクルームであることを示すマークを営業所その他の事業所へ掲示し、当該倉庫業者のウ

掲示の場所は、営業所その他の事業所で通常 寄託の引受事務を取り扱う場所とする。

2-4 トランクルーム認定証(則第7条第5号)

認定トランクルームにあっては、則第20条第3項のトランクルーム認定証(則第7号様式)を掲示し、当該トランクルームが如何なる性能について認定を受けているのかを利用者に明示すること。

- [11] 倉庫管理主任者(則第8条~第9条の 2)
- 1 倉庫管理主任者の設置基準(則第8条)

倉庫管理主任者は、原則倉庫ごとに1人置くこととする。ただし、以下の場合にあっては、複数の倉庫であっても、同一の者をもって当該倉庫に係る倉庫管理主任者とすることができる。

- [12] 倉荷証券の発行の許可の申請(則第 10 条)
- 2-6 倉荷証券発行原簿の様式を記載した 書類(則第10条第2項第5号)

倉荷証券発行原簿の記載事項は、商法<u>第600</u> 条により記載すべき事項その他の事項(商法<u>第</u>605条、第612条、第622条、第628条) と する。

- [14] 営業の譲受による承継の届出(則第 13条)
- 4-5 個人が届出をする場合の添付書類(則 第13条第2項第4号)

イ 戸籍抄本

[27] 認定マーク (告第23条)

法第25条の認定を取得しているトランクルームにあっては、当該トランクルームが認定トランクルームであることを示すマークを営業所その他の事業所へ掲示することができる(下

ェブサイトに掲載することができる(下記載例	記載例参照)。
参照)。	

【記載例:現行】

[3] 2-2

<u> </u>												
倉	庫の	名	称	霞ヶ関倉	倉庫株式会社第1号倉	倉庫						
倉	庫の	所 在	地	東京都港	B 区晴海1-2-3							
主	要	構	造	鉄骨造っ	スシートモルタル 塗	塗カラー鉄板瓦	棒葺2階建					
				(準耐火	く構造)							
倉	庫の種	別及	とび	1 類倉庫	ā:第1類~第5類 [‡]	物品(電気製品))					
保台	管する物	品の	種類									
建	築年月日	又は	建 築	(平成5	5年4月8日建築)							
完	了 予 定	年月	日	(平成 1	4年5月20日建築5	完了予定)						
土力	地及び倉	庫に	係る	土地は借	も)						
使	用権原	の判	沈		1		T					
各					軒高、階高、		 備 考					
階	階別名	名 称	面和	責(m ²)	天井高(m)	容積(m³)	1佣					
別	1階		400/70	<u> </u>	6. 5							
の	I P白		400/ //	JU	0. 5							
規	2階		700		5. 0		うち定温倉庫(15~					
模				20°C) 400 m²								
	合	計	1, 100,	/1, 400	1, 400							
	基礎	柱	下	PC杭	PC杭打ち鉄筋コンクリート造 独立基礎							
構		壁	下	鉄筋コンクリート造 独立基礎								
1 111		小 屋	組み	鉄骨造	(H型鋼) 張間〇〇	m 間隔Om						
	骨組み	軸糸	且み	"	(//) 柱間Om	1						
		床糸	且み	なし								
造		外	壁	ラスシ	ート下地モルタル塗	厚さ4cm(防り	と構造)					
				庫内に	鉄製荷ずりを設置。							
	壁	間仕り	刀り壁	軽量型	鋼下地、鉄網モルタ	ル塗厚さ 2.5cm	1(防火構造)					
				隣接し	て事務所あり。							
		防ッ	せ 壁	隔壁は	鉄筋コンクリート造	₹厚さ 12cm						
の	屋		根	野地板	木毛セメント板厚さ	: 1.8cm アスファ	ァルトルーフィング					
				敷き	カラー鉄板瓦棒葺							
	天		井	なし								
				1 階割	栗石 20cm ポリスチ!	レンフィルム敷	き					
	Į.	末		土間コ	ンクリート厚さ 15ci	m 耐磨耗仕上げ	積載荷重 39, 200N/㎡					
1				1								

詳					2 階鉄筋コンクリート造厚さ 15cm 耐磨耗仕上げ積載荷重 11,760N/㎡
	窓	側		窓	スチールサッシ厚さ 6.8mm 網入りガラス入り (防火設備)
		天		窓	なし
		外		壁	電動スチールシャッター 内部に鋼製引分け網戸を設置
	出	にあ	る出入	П	
		間仕	切り	壁	n,
細	入	にあ	る出入	П	
		防	火	壁	常時閉鎖式スチールドア(特定防火設備)
	П	にあ	る出入	П	
附	消	火	設	備	別途消防用設備等検査済証に記載
	防	犯	設	備	外部シャッター操作ボタンは施錠蓋付き
		•-	,		業務時間外は機械警備。
属					
	防	そ	設	備	通気口等小開口部には金網あり。
	遮	熱	措	置	屋根・壁の平均熱貫流率は 1.5W/㎡·K。天井及び換気扇
設					5基を設置
	そ	の他	の設	備	1階トランクルーム部分については、空調装置あり。
					2 階は定温倉庫を設置(400 m ²)
備					
そ		Ø		他	※例えば、危険品倉庫等の場合においては、
					「高圧ガス保安法 平成 14 年 5 月 8 日第〇〇号」
					等と記載すること。

<u>倉 庫 明 細 書</u>

倉	庫	の	;	名	称	霞ヶ関	倉庫晴	海	トラ	ン	<u>ル</u>	ーム				
倉	庫	の	所	在	地											
主	要		構		造											
倉	庫 σ.)種	別	及	び	1 類倉	庫・ト	ラン	ンク	ル-	-ム	:第1	類~第5	類物品	(家具類)	
保	管す・	る物	品(のホ	重類											
建:	築 年	月日	又	は	建 築											
完	了于	定	年	月	日											
土	地及	び倉	庫	に依	系る											
使	用権	原	の	状	況											
各																
	階	別:	名	称	面積	₹(m ³)	軒高		階	高	•	容積	(m³)	備	;	考
階							天 井	高	(m)					
	1階				300/	700	6. 5									

別	2 階							
の								
規	合		計	300/1	400			
况								
模					T			
構			柱	下				
造の	基	礎	壁	下				
詳			小屋	組み				
細	骨糸	且み	軸糸	且み				
			床	且み				
			外	壁				
	昼	}	間仕り	刀り壁				
	_	_	防り	と 壁				
	屋			根				
	天			井				
			床					
	窓	側		窓				
		天		窓				
	出	外にお	る出	壁 λ□				
	入			<u>ハロ</u> り壁				
	П		5 る 出					
				壁				
附	消		<u>る出</u> 設	備				
属	防	犯	設	備				
11-14	防	そ	設	 備				
設	遮	熱	 措	置				
備				設備				
	<u> </u>				1			

その他

[5] 1 - 2

冷蔵施設明細書

(その一) 冷凍機表

(() / /	从 级			,								
機	械		別		No	o 1				No 2		
冷	却	方	式	直接	膨張式	(=	段圧縮	直	接膨引	長式(単段圧	縮)
蒸	発	方	式	満	液		式	満		液		式
冷凍能力	」(日本	冷凍トン	·)			64, 7	60W			140	, 260W	
使用す	る冷!	媒の種	類		R	2 2		ア	ン	Ŧ	=	ア
当該冷凍	機と冷蔵国	室の連絡も	態	1		2	号 室	3		号		室
圧 縮	機 0) 型	式	多	気	筒	豆	多	Ś	₹.	筒	式
ブライン	型		式									
冷 却 器	冷却面	積 (m²)									
凍結装置	日産凍結	能力(トン	·)		4 t	(23, 1	60W)					
製氷装置	日産製氷	能力(トン)							15	t (101	, 400W)	
準 備 室		令凍能								7	, 720W	

(その二) 冷蔵室表

100	/ — /	小成王	20												
冷	蔵	室	の		名	称	1	号	室	2	号	室	3	号	室
			面	積	(m	ຳ)			200			200			100
冷旎	蔵室の	規模	高	さ	(m	ı)			5			5			5
			有效	协容	積(r	ท้)			900			900			450
収	容	能力	(١	ン)			360			360			180
保	管	温	叓	(°C)		-29°C (F	2級)		-18°C(F	1級)	+	5°C(0 ₃	級)
								15, 000	W		14, 000	V		10, 600W	V
配	管	· の	天			井									80
冷劫	印面積	貴(m ²)		<u>F</u>	壁				120			120			
料0	執措置 D種類 図(W/	〔、熱伝	天			井	アノ	41,275mm、 レトフェ	, アスフ ル ト 1	0.0 アノ	ラ ス ウ 41,275mm、 ルトフェル アスファ	アスフ ルト 1	0.041, アル	275mm、 トフェ <i>ュ</i>	アスフ ル ト 1

K))及び厚さ		ーフィング2層張	ーフィング2層張	ーフィング2層張
八八及び存む	床		ポリエチレンフォー ム 0.035,175mm、	
		ポリエチレンフィル ム 2 層張	ポリエチレンフィル ム 2 層張	ポリエチレンフィル ム2層張
	側	* グラスウール 0.041,250mm、アスフ		グラスウール 0.041,250mm、アスフ
	間 9		(1号室との間)	
		グ ラ ス ウ 一 ル 0.041,150mm、アスファルトフェルト2層 張	グ ラ ス ウ 一 ル 0.041,150mm、アスフ ァルトフェルト2層 張	グ ラ ス ウ 一 ル 0.041,150mm、アスフ ァルトフェルト2層 張
電 動 扇	風 機	3	2. 2	
(馬カ又はキ	ーロワット)			
温度計の種	類及び数	自動記録温度計 1	自動記録温度計 1	自動記録温度計 1
		球 状 温 度 計 2	球 状 温 度 計 2	球状温度計2

[6] 8 2-1

倉	庫	の		3	称	AR不動	加産株式会社	ΑR	夏ヶ関			
倉	庫(D F	听	在	地	東京都千	代田区霞が	関1-:	2 – 3			
主	要		構		造	プレキャ	スト鉄筋コ:	ンクリー	- ト造地上4階	建(耐火構造)		
倉	庫の	種	別	及	び	1類倉庫	<u> </u>					
保台	管する	物	品 0) 種	重類							
建:	築年月	目目	又	は	建 築	平成 27 :	年 6 月 23 日 3	建築				
完	了 予	定	年	月	日							
土力	地及び	倉	庫に	二 俘	系る	十批。建	建物ともに所る	有				
使	用権	原	の	状	況	- /-				1		
各							軒高、階高、					
階	階別	小名	3 彩	Ť	面和	責(m ²)	天井高(m)	容積(㎡)	備	考	
別の	1階				7, 800,	/15, 000	6. 0					
規	2階			,	9, 500,	/15, 000	5. 6					
模	3階			,	9, 500,	/15, 000	5. 6					
	4階			,	9, 500,	/15, 000	6. 0			全て定温倉庫 ~15℃)	(12°C	
	合		計	. ;	36, 30	0/						
				(60, 00	0						

	基	礎	柱		下	PC杭打ち鉄筋コンクリート造 独立基礎
+#			壁		下	鉄筋コンクリート造 独立基礎
構			小	屋糸	且み	鉄骨造
	骨糸	且み	軸	組	み	ıı .
			床	組	み	なし
造			外		壁	ACL 板厚 100mm 撥水材塗布コンクリート打ち放し仕上げ
~=	,	壁	間信	土切り	壁	無し
						隣接事務所あり
			防	火	壁	隔壁は鉄筋コンクリート造厚さ 12cm
	屋				根	
の	天				井	なし
						土間コンクリート厚さ 20cm 耐磨耗仕上げ積載荷重 39, 200N/㎡
			床			階鉄筋コンクリート造厚さ 15cm 耐磨耗仕上げ積載荷重
						11, 760N/m²
	窓	側			窓	なし
詳		天			窓	なし
		外			壁	電動スチールシャッター
	出			出入		
	,			刃り		無し
	入			<u>出入</u>		44 r4 pp My - 12
細		防		と - 111 - 3	壁	常時閉鎖式スチールドア(特定防火設備)
附	消	<u> </u> 火		<u>出入</u> ₽₽	、山 備	
属						(記載不要)
設	防	犯		設 	備	(HOTAL I S.)
備	防	そ		<u>設</u>		
	<u>遮</u> そ	<u>熱</u> の ft		措) 設	置	屋根・壁の平均熱貫流率は 0.8W/m ² ・K
	て	の fl	r ()	び	備	4 階は定温倉庫
そ		0)		他	

【記載例:改正】

[3] 2-2

倉	庫	0	D	名	称	霞ヶ関倉庫株式会社第1号倉庫
倉	庫	の	所	在	地	東京都港区晴海1-2-3
主	要構造		造	鉄骨造ラスシートモルタル塗カラー鉄板瓦棒葺 2 階建		
						(準耐火構造)

倉	庫 0	D 種	別	及	. 7	バ	1類倉庫	■:第1	類~第	5 類	物品(氰	『気製品)	
保;	管す	る物	品(刀を	重类	頁								
建:	築 年	月日	又	は	建	築	(平成5	5年4月	8 日建	築)				
完	了 -	定	年	月	E	3	(平成1	4年5月	20 ⊟	建築	完了予定	È)		
± :	地及	び倉	庫(こん	系る	3 :	土地は信	当地 。倉月	車は所	有庫。				
使	用材	を 原	の	状	: ;;	兄					T			
各								軒高、	階	高 、				-1.
階	階	別(3 利	尓		面積	(m ²)	天井高	 (m)	容積	(m³)	備	考
別の	1階				400	0/70	0	6. 5						
規	2階				700)		5. 0						
模	_		 L	L	1 .	100 /	1 400							
	基	 礎	柱			100/ 下	1, 400 P C杭	<u>│</u> 打ち鉄筋	カコン	クリー	<u> </u> -ト造	独立基础	<u> </u> 	
l			壁			下		ンクリー					_	
構				屋	組			(H型鋼)				隔Om		
	骨組	l み	軸	紿	1	み	//	(")柱	間Om	า			
			床	組	1	み	なし							
造			外			壁	別添	立面図及	び矩	計図σ	とおり			
~=	昼	き	間化	士切] 1)	壁	別添	立面図及	なび矩	計図の)とおり			
			防	小	<u>ز</u>	壁	別添	立面図及	び矩	計図σ)とおり			
	屋					根	別添	立面図及	び矩	計図σ	<u>)とおり</u>			
	天					井	別添	立面図及	なび矩	計図σ	とおり			
တ		J	末				別添	立面図及	び矩	計図σ	とおり			
	窓	側				窓	別添	立面図及	とび矩	計図σ	とおり			
		天				窓	別添	立面図及	とび矩	計図σ	とおり			
		外				壁	別添	立面図及	なび矩:	計図σ	とおり			
	出	にあ	5る	出	入									
		間(± ţ	IJ	IJ	壁	別添	立面図及	び矩	計図σ	とおり			
詳	入	にあ			入									
		防	り			壁	別添	立面図及	なび矩	計図σ	とおり			
		にあ	5 3	出	入									
細														
小川														

附	消	火		設 備			別添 のとま	消防用設備等検査済証及び消防用設備等点検結果報告書
属	防	犯	1	 設 備			別添	平面図、建具表及び警備契約書のとおり
	防	そ	そこ設備			備	別添	平面図及び建具表のとおり
設	遮	熱		措		置	別添	平均熱貫流率の計算書及び建築確認済証のとおり
	そ	の f	也	の	設	備		
備								
そ						他	「高圧	Lば、危険品倉庫等の場合においては、 Eガス保安法 平成 14 年 5 月 8 日第〇〇号」 : 記載すること。

<u>倉 庫 明 細 書</u>

倉	庫	の	名	称	霞ヶ関	倉庫晴	海トラ	ンクルー	ーム			
倉	庫	の	所 在	地								
主	要	<u> </u>	構	造								
倉	庫 0) 種	別及	なび	1 類倉庫・トランクルーム:第1類~第5類物品(家具類)							
保	管す	る物	品の	種類								
建	築 年	月日	又は	建築								
完	了于	7 定	年 月	日								
土力	地及	び倉	庫に	系る								
使	用格	重 原	の判	沈					ı			
各												
	階	別(3 称	面積	(m²)	軒高	、階	高、	容積	(m³)	備	考
階						天 井	高(m)				
	1階			300/7	00	6. 5						
別	2階											
の	Z PB											
規	合		計	300/1	400							
模			I		T							
構			柱	下								
造	基	礎	 壁	下								
	垄	1疋	至	r								

の			小	屋組	1 み	
詳細	骨糸	骨組み		組	み	
,,,				組	み	
			外		壁	
	壁	<u>.</u>	間仁	切り	壁	
			防	火	壁	
	屋				根	
	天				井	
			床			
	窓	側			阏	
		天			窓	
		外			壁	
	出	にあ	る	出入	П	
	入	間:	± 切] IJ	壁	
	П	にあ	る	出入	П	
		防	少	۲	壁	
		にあ	る	出 入		
附	消	火	Ī	殳	備	
属	防	犯	Ī	殳	備	
≘ 几	防	そ	Ī	殳	備	
設	遮	熱	ŧ	昔	置	
備	そ	の他	, の	設	備	
そ		Ø	١		他	

[5] 1-2

冷蔵施設明細書

(その一) 冷凍機表

機	ا	戒	別	No) 1	No 2		
冷	却	方	式	直接膨張式	(二段圧縮)	直接膨張式	(単段圧縮)	
蒸	発	方	式	満液	式	満液	式	

冷凍能力	(日本冷凍トン)	64,760W 熱損失の合計値は冷凍能 下である	力以	熱損失の合 下である	140, 260W 計値は冷凍能	力以
使 用 す	る冷媒の種類	R 2 2		アン	t =	ア
当該冷凍村	幾と冷蔵室の連絡状態	1 · 2 号	室	3	号	室
圧 縮	機 の 型 式	多 気 筒	式	多 気	筒	式
ブライン	型 式					
冷 却 器	冷却面積(㎡)					
凍結装置	日産凍結能力(トン)	4 t (23, 160W)				
製氷装置	日産製氷能力(トン)			15 t	(101, 400W)	
準 備 室	所要冷凍能力				7, 720W	

(その二) 冷蔵室表

冷	蔵		室	の		名	称	1	号	室	2	号	室	3	号	室
				面	積	(m [°])			200			200			100
冷菌	支室♂	規模	莫	高	さ	(m)			5			5			5
				有效	协容	積(m³)			900			900			450
収	容	能	力	(۲	۲	,)			360			360			180
保	管	温	. 厚	吏	(°C)	_	-29°C (F ₂	級)	_	18°C(F ₁	級)	+	5°C(0 ₃	級)
									15, 000W	V		14, 000W	1		10, 600W	l
配	씥	F	の	天			井									80 (70)
冷去	印面和	責(m	ຳ)		į	壁			12	20 (100)		12	0 (100)			
料 <i>0</i> 導導	热措置 D種類 図(W,	頁、	热伝	天			井	別添り	平面図	のとお	別添り	平面図	のとお	別添り	平面図	のとお
K))及て	が厚 る	<u> </u>		J	床			"			"			<i>''</i>	
				側			壁		11			<i>''</i>			"	
				間			壁		"			<i>II</i>			"	
電	重	力	扇		風	1	機	別添	平面図	のとお	別添	平面図	のとお	別添	平面図	のとお

(馬力又はキロワット)	IJ	Ŋ	Ŋ	
温度計の種類及び数			自動記録温度計 1球 状 温 度 計 2	

[6] 8 2-1

倉	庫の	名	称	AR不動産株式会社 AR霞ヶ関								
倉	庫の	所 在	地	東京都千	東京都千代田区霞が関1-2-3							
主	要	構	造	プレキャ	プレキャスト鉄筋コンクリート造地上4階建(耐火構造)							
倉	庫の種	別及	とび	1 類倉庫								
保	管する物	品の	種類									
建	築年月日	又は	建築	平成 27 年 6 月 23 日建築								
完	了 予 定	年月	日									
	地及び倉 用権原			土地・建	動ともに所有							
各					軒高、階高、							
階	 階 別 4	名 称	面積	ૄ (m²)	天井高(m)	容積(m ^³)	備	考				
別	7, 7, 7				, ,	H 100						
の	1階		7, 800/	15, 000	6. 0							
規	2階		9, 500/	15, 000	5. 6							
模	07胜		0 500	15, 000	5. 6							
	3階		9, 500/	15, 000	5. 0							
	4階		9, 500/	15, 000	6. 0							
	合	計	36, 300)/								
			60, 000									
	基礎	柱	下		打ち鉄筋コンクリー	-ト造 独立基礎	* E					
1#		壁	下	鉄筋コ	ンクリート造 独立	基礎						
構	骨組み	小 屋	組み									
		軸糸		"								
		床糸	且み	なし								
造		外	壁		 立面図及び矩計図の)とおり						
, <u></u>	壁	間仕り	リリ壁		立面図及び矩計図の							
		防り			立面図及び矩計図の	*						
	屋		根		立面図及び矩計図の							
	天		井	別添 .	立面図及び矩計図の)とおり						
					立面図及び矩計図の							
				別添 :	立面図及び矩計図の	とおり						

ග			床			
	窓	側		窓	別添	立面図及び矩計図のとおり
		天		窓	別添	立面図及び矩計図のとおり
		外		壁	別添	立面図及び矩計図のとおり
= *	出	にあ	る出入	. П		
詳	入	間 に あ	: 切り る出入	壁、口	別添	立面図及び矩計図のとおり
		防 に あ	火 る 出 入	壁、口	別添	立面図及び矩計図のとおり
細						
附	消	火	設	備	別添	消防用設備等検査済証及び消防用設備等点検結果報告書
属					のとお	5 ⁽⁾
設 備	防	犯	設	備	別添	平面図、建具表及び警備契約書のとおり
	防	そ	設	備	別添	平面図及び建具表のとおり
	遮	熱	措	置	別添	平均熱貫流率の計算書及び建築確認済証のとおり
	そ	の他	の設	備		
そ	•	の		他		